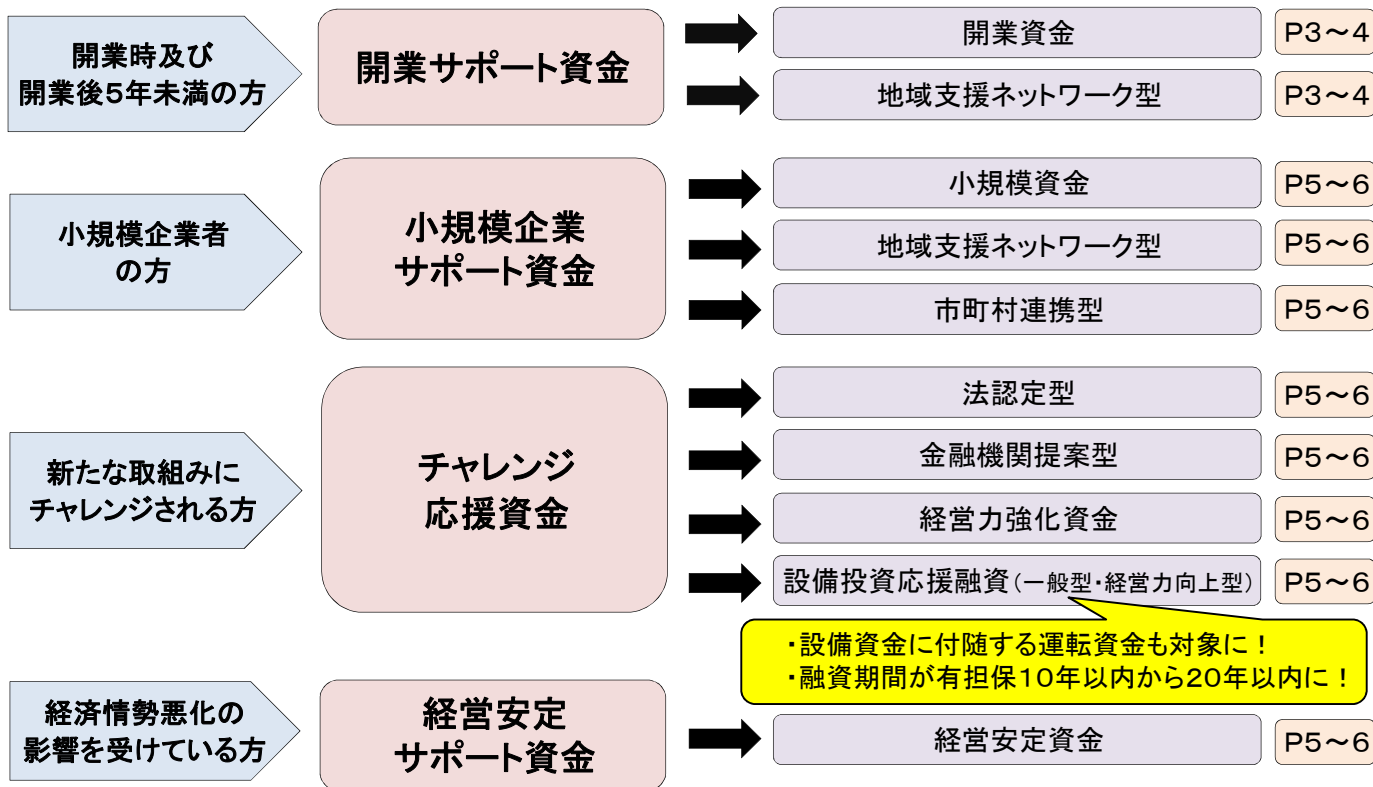
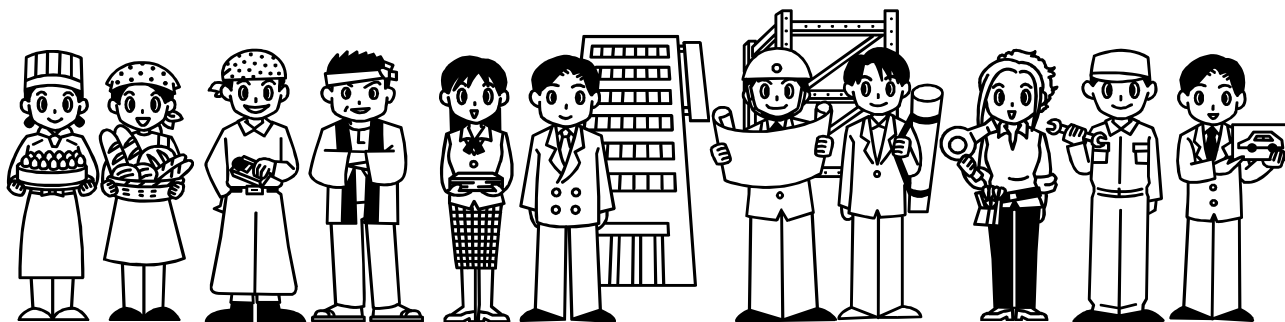


平成29年度版

中小企業者の皆さまへ

大阪府制度融資のご案内



目次

① 融資対象となる方 1	⑤ 取扱金融機関 7
② お申込に必要な主な書類・入手先 1	⑥ 小規模企業サポート資金(市町村連携型)実施市町一覧 8
③ お申込み窓口・お問合せ先 2	⑦ 金融機関提案型融資メニュー一覧 9 ~ 13
④ 各種制度融資概要 3 ~ 6	⑧ その他の融資制度のご案内 14 ~ 15

融資対象となる方

府内において事業を営む「中小企業者」または「協同組合等」に該当する方(①・②)が、お申込みいただけます。
 ※ 小規模企業サポート資金については、「小規模企業者」(③)に該当する方が、お申込みいただけます。

① 中小企業者（資本金、従業員数のいずれかが、下表の要件を満たす会社および個人事業者）

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、以下に掲げる以外の業種	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（タイヤ製造業等を除く）		900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む。）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	-	300人以下

※特定非営利活動法人については、常時使用する従業員の数が300人（小売業については50人、卸売業又はサービス業については100人）以下の法人。[申込みが可能な資金については、P3～6の各種制度融資概要の「備考欄」をご確認ください。]

② 協同組合等（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合 等）

③ 小規模企業者（従業員数が、下表の要件を満たす会社および個人事業者）

業種	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、以下に掲げる以外の業種	20人以下
商業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）	5人以下
医業を主たる事業とする法人	20人以下
法に基づく事業協同小組合等	窓口でご確認ください

※特定非営利活動法人については、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業については5人）以下の法人。
 [申込みが可能な資金については、P3～6の各種制度融資概要の「備考欄」をご確認ください。]

次のいずれかに該当する場合には、この制度は利用できません。

- ① 農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業を除く）、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体などの場合
 - ② 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合
 - ③ 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない方の保証人になっている場合
 - ④ 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債務等に延滞等の債務不履行等がある場合
 - ⑤ 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債務等に延滞等の債務不履行等がある方の保証人になっている場合
 - ⑥ 原則として、前回保証の資金が保証承諾を受けた資金用途目的以外に流用されていた場合
 - ⑦ 金融機関と取引停止中、又は第1回不渡発生後6ヵ月を経過していない場合
 - ⑧ 暴力的不法行為者が申し込む場合、又は申込みの際し、いわゆる金融あっせん屋等の第三者が介在する場合
 - ⑨ 許認可又は登録等を必要とする事業で当該許認可又は登録等を受けていない場合
- ※上記のほかにも、利用できない主な例がありますので、詳細は各融資の案内パンフレットをご覧ください。

お申込みに必要な主な書類・入手先

主な申込書類		入手先
大阪府中小企業向け融資申込書兼信用保証委託申込書（緑色） ※申込窓口が金融機関の場合		取扱金融機関
大阪府中小企業向け融資申込書兼信用保証委託申込書（茶色） ※申込窓口が府金融課・市町村（大阪市は開業資金を除く）・大阪信用保証協会の場合		府の窓口（金融課、府民お問合せセンター情報プラザ（府税事務所内））、大阪信用保証協会、市町村
納税証明書 等		税務署、府税事務所、市町村
法人	法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書（発行後3ヵ月以内のもの）	法務局
	決算書および附属明細書（写）（2期以上している場合は直近2期分）	
	税務署受付印のある確定申告書（2期以上している場合は直近2期分）	
個人	税務署受付印のある確定申告書（2期以上している場合は直近2期分）	
	住民票抄本 ※完済後を含む初回申込の場合のみ	市町村
申込者および連帯保証人の印鑑証明（発行後3ヵ月以内のもの）		市町村（個人）、法務局（法人）
[設備資金の場合] 契約書（写）、見積書（写） 等		工事業者等
営業に際して必要となる許認可・届出書等の写（必要業種の場合）		

※上記以外にも、融資の種類ごとに必要な書類の提出をお願いしております。

詳細は、金融課・府民お問合せセンター情報プラザ等に設置の個別案内パンフレット、府のウェブページ等でご確認ください。

お申込み窓口・お問合せ先

大阪府の制度融資についてのご質問・お申込み受付は…

◆取扱金融機関（7ページ上表をご参照下さい）

◆大阪信用保証協会

本支店名	お問合せ先	所在地	業務区域
本店※	06-6131-7321	〒530-8214 大阪市北区梅田3-3-20 (明治安田生命大阪梅田ビル4階)	大阪市・松原市・藤井寺市・羽曳野市・ 富田林市・太子町・河内町・千早赤阪村
サポートオフィス※	06-6260-1730	〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 (大阪産業創造館10階)	
堺支店	072-223-3011	〒590-0973 堺市堺区住吉橋町1-4-15	堺市・高石市・泉大津市・和泉市・岸和田市・ 貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・大阪狭山市・ 河内長野市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町
東大阪支店	06-6781-9511	〒577-0035 東大阪市御厨中2-1-1	東大阪市・八尾市・柏原市
門真支店	06-6906-2511	〒571-8567 門真市新橋町34-21 (信用保証ビル1階)	門真市・守口市・大東市・寝屋川市・枚方市・ 交野市・四條畷市
千里支店	06-6835-3005	〒560-0082 豊中市新千里東町1-2-4 (信用保証ビル4階)	豊中市・池田市・箕面市・吹田市・摂津市・ 茨木市・高槻市・島本町・豊能町・能勢町

※本店のお客様の申込相談・受付等は、原則としてサポートオフィスで行っています。

◆大阪府商工労働部中小企業支援室金融課（制度融資グループ）

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階
TEL 06-6210-9508 FAX 06-6210-9510

経営安定資金の認定窓口は…

◆市町村中小企業金融担当課（50音順）【平成29年4月現在】

開業資金のお申込みも受付しています。
(事業所又は居住地の市町村（大阪市は除きます）)

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
池田市	地域活性化課	072-754-6241	大東市	産業振興課	072-870-4013
和泉市	商工推進担当	0725-41-1551	高石市	経済課	072-265-1001
泉大津市	地域経済課	0725-51-7651	高槻市	産業振興課	072-674-7411
泉佐野市	まちの活性化課	072-469-3131	田尻町	産業振興課	072-466-5008
茨木市	商工労政課	072-620-1620	忠岡町	産業振興課	0725-22-1122
大阪市	企業支援課（金融担当）	06-6264-9844	千早赤阪村	観光・産業振興課	0721-72-0081
大阪狭山市	農政商工グループ	072-366-0011	豊中市	産業振興課	06-6858-2189
貝塚市	商工観光課	072-433-7193	豊能町	農林商工課	072-739-3424
柏原市	産業振興課	072-972-1554	富田林市	商工観光課	0721-25-1000
交野市	地域振興課	072-892-0121	寝屋川市	産業振興室	072-828-0751
門真市	産業振興課	06-6902-1231	能勢町	地域振興課	072-734-3976
河内町	環境・まちづくり推進課	0721-93-2500	羽曳野市	観光課	072-958-1111
河内長野市	産業観光課	0721-53-1111	阪南市	まちの活力創造課	072-471-5678
岸和田市	産業政策課	072-423-9485	東大阪市	経済総務課分室	06-6748-7275
熊取町	産業振興課	072-452-6085	枚方市	商工振興課	072-841-1381
堺市	(公財)堺市産業振興センター	072-255-8484	藤井寺市	魅力創生課	072-939-1337
四條畷市	産業観光課	072-877-2121	松原市	産業振興課	072-334-1550
島本町	にぎわい創造課	075-961-5151	岬町	産業観光課	072-492-2749
吹田市	地域経済振興室	06-6384-1356	箕面市	箕面営業室	072-724-6727
摂津市	産業振興課	06-6383-1362	守口市	地域振興課	06-6992-1490
泉南市	産業観光課	072-483-8191	八尾市	産業政策課	072-924-3845
太子町	にぎわいまちづくり課	0721-98-5521			

商工会・商工会議所一覧

◆商工会・商工会議所（50音順）【平成29年4月現在】

池田商工会議所	072-751-3344	河内長野市商工会	0721-53-9900	忠岡町商工会	0725-33-3208
和泉商工会議所	0725-53-0330	岸和田商工会議所	072-439-5023	豊中商工会議所	06-6845-8001
泉大津商工会議所	0725-23-1111	北大阪商工会議所	072-843-5151	豊能町商工会	072-739-1647
泉佐野商工会議所	072-462-3128	同 寝屋川支所	072-828-5151	富田林商工会	0721-25-1101
茨木商工会議所	072-622-6631	同 交野支所	072-892-6700	能勢町商工会	072-734-0460
大阪商工会議所	06-6944-6461	熊取町商工会	072-453-8181	羽曳野市商工会	072-958-2331
同 北支部 (淀川、東淀川、西淀川、北、福島)	06-6130-5112	堺商工会議所 本所	072-258-5581	阪南市商工会	072-473-2100
同 東支部 (都島、旭、東成、鶴見、東成、生野)	06-6358-6111	同 美原支所	072-362-0011	東大阪商工会議所	06-6722-1151
同 中央支部 (中央)	06-6944-6433	四條畷市商工会	072-879-1656	藤井寺市商工会	072-939-7047
同 西支部 (此花、西、港、大正、浪速、西成)	06-6539-1666	島本町商工会	075-962-5112	松原商工会議所	072-331-0291
同 南支部 (天王寺、阿倍野、東住吉、平野、住之江、住吉)	06-6771-2211	吹田商工会議所	06-6330-8001	岬町商工会	072-492-3311
大阪狭山市商工会	072-365-3194	摂津市商工会	06-6318-2800	箕面商工会議所	072-721-1300
貝塚商工会議所	072-432-1101	泉南市商工会	072-483-6365	守口門真商工会議所	06-6909-3303
柏原市商工会	072-972-0881	大東商工会議所	072-871-6511	八尾商工会議所	072-922-1181
		高石商工会議所	072-264-1888	大阪府商工会連合会	06-6947-4340
		高槻商工会議所	072-675-0484		

各種制度融資概要

(平成29年4月現在)

資金名称	利用資格の概要	融資限度額
	創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を現に行っている方又は業歴の浅い方で、次のいずれかに該当している方。	A B併用して2,500万円までの申込可。
【開業資金】 女性・若者・シニア・UJターン 特例あり(※1)	①事業を営んでいない個人が、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額(注)を有し、1ヵ月以内に個人で事業を開始しようとする方。	A 1,000万円
	②事業を営んでいない個人が、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額(注)を有し、2ヵ月以内に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方。	
	③事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始してから5年未満の方。 なお、事業開始後2ヵ月未満の方が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額(注)を有している方。	B 1,500万円 (ただし、事業開始前～事業開始後2ヵ月未満の方は創業計画における自己資金額の範囲内となります。)
	④事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して5年未満の会社。 なお、事業開始後2ヵ月未満の会社が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額(注)を有している会社。	
	【分社化】 ⑤中小企業の会社が自らの事業を継続しつつ、2ヵ月以内に新たに中小企業の会社を設立して事業を開始しようとする会社。 ⑥会社が自らの事業を継続しつつ、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立してから5年未満の会社。	
【地域支援ネットワーク型】 女性・若者・シニア・UJターン 特例あり(※1)	主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で地域支援ネットワーク型の取扱金融機関本支店での利用を希望する方。また、商工会・商工会議所等の支援対象となり、融資後3年間金融機関及び商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることに同意する方であって、次のいずれかに該当する方。	A 1,000万円 (産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援事業による支援を受けた旨の市町村長発行の証明書を有する方は、1,500万円となります。この場合、A Bの合計額は3,000万円です。)
	【事業開始前・事業開始後1年未満】 ⑦事業を営んでいない個人が、事業開始に必要な資金の原則1/10以上の自己資金額(注)を有し、1ヵ月以内(産業競争力強化法第23条第1号に規定する認定特定創業支援事業による支援を受けた旨の市町村長発行の証明書を有する方が、地域支援ネットワーク型Aの融資申込みを行う場合にあっては、6ヵ月以内)に個人で事業を開始しようとする方。 ⑧事業を営んでいない個人が、事業開始に必要な資金の原則1/10以上の自己資金額(注)を有し、2ヵ月以内(産業競争力強化法第23条第1号に規定する認定特定創業支援事業による支援を受けた旨の市町村長発行の証明書を有する方が、地域支援ネットワーク型Aの融資申込みを行う場合にあっては、6ヵ月以内)に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方。	
	⑨事業を営んでいない個人が、事業を開始して1年未満の方。 なお、事業開始後2ヵ月未満の方が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の原則1/10以上の自己資金額(注)を有している方。	B 1,500万円 (ただし、事業開始前～事業開始後2ヵ月未満の方は創業計画における自己資金額の範囲内となります。)
	⑩事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年未満の会社。 なお、事業開始後2ヵ月未満の会社が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の原則1/10以上の自己資金額(注)を有している会社。	
	【事業開始後1年以上5年未満】 ⑪事業を営んでいない個人が、事業を開始して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の方、または開業後1年以内(開業時を含む)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の方。 ⑫事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の会社、または会社設立後1年以内(会社設立時を含む)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社。	

開業時及び開業後5年未満の方など

利率	融資期間(据置期間)	担保	信用保証料率	申込窓口	備考
年1.4% (※1は1.2%)	7年以内(12ヵ月以内)	不要	年1.0%	取扱金融機関 または保証協会・ 府・市町村(大阪 市を除く)	
<p>(注)自己資金額とは ・原則として事業を開始しようとする方が当該事業に充てるために用意した金額から借入金等の負債を控除したものです。なお、借入金は、借入残存期間が2年以上ある住宅ローン、設備資金等の長期借入金(長期分割手形を含む。)である場合、年間返済予定額(元金合計)の2年分をいいます。ただし、地域支援ネットワーク型Aをご利用いただく場合、住宅ローンの年間返済予定額(元金合計)の2年分は、自己資金額の状況により控除の対象外となる場合があります。</p> <p>・自己資金は、事業開始前から資産形成されていたことが、客観的書類等により確認できるものに限り、ただし、開業資金A・Bをご利用いただく場合は、これから事業を開始される方は保証申込日の原則6ヵ月以前、すでに事業を開始されている方は事業を開始した日の原則6ヵ月以前から資産形成されていたことが、客観的書類等により確認できるものに限り、(客観的証明書等を添付できないものは、自己資金から除いてください。)</p> <p>・法人で事業を開始する場合の自己資金額は、資本金のうち代表者の出資分および事業に利用予定の代表者の個人預金等に限り、(客観的証明書等を添付できないものは、自己資金から除いてください。)</p>					
年1.2% (※1は1.0%)	7年以内(12ヵ月以内)	不要	年0.5% 年0.6%	取扱金融機関 (※2)	
<p>地域支援ネットワークとは ・地域金融機関(信用金庫等)及び商工会・商工会議所等が中心となり、地域に展開する他の支援機関とが有機的に連携し、当該地域で頑張る小規模企業者・開業者への総合的な支援(「金融と経営支援の一体化」)を行う枠組みです。地域支援ネットワーク型取扱地域及び取扱金融機関については、府金融課又は保証協会にお尋ね下さい。</p>					

(※1)
女性：事業主が女性であること
若者：事業主が、受付時点で35歳未満であること
シニア：事業主が、受付時点で55歳以上であること
UJターン該当者：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県で在住していた方が、府内で創業をするものであること
なお、「利用資格の概要」の⑤⑥は、女性・若者・シニア・UJターンの利用はできません。

(※2)
開業サポート資金(地域支援ネットワーク型)取扱金融機関に限る。

※特定非営利活動法人については、利用できません。

【補足】事業転換や多角化に取り組む方について

- 事業転換や多角化に必要な資金を申し込まれる場合は、新規事業計画書(指定様式)を添付いただくことで、小規模企業サポート資金・チャレンジ応援資金(法認定型)のご利用が可能です。
- 事業転換・多角化とは、現行事業を継続若しくは縮小(廃止を含む。)し、現行事業とは別の新たな事業(総務省統計局が定める日本標準産業分類における小分類(飲食店の場合は中分類)について、現行事業と異なるもの。)を行うことをいいます。

担保について

- 有担保でお申込みの場合、不動産・有価証券等の確実な担保が必要です。
- ※ 農地、山林、雑種地、原野、仮登記物件など、現状によって担保として不適格なものがありますので詳しくは大阪信用保証協会へご確認ください。

連帯保証人について

- 法人代表者(特定非営利活動法人は商業登記簿簿面に登記のある理事全員)、実質的な経営権を持つ方を除いては、連帯保証人は原則不要です。
- なお、次の方は、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。
- ・事業承継予定者 ・同一事業に従事している配偶者 ・営業許可名義人
- ・組合における代表理事以外の理事、組合員(組合員が法人の場合はその代表者)等

	資金名称	利用資格の概要	融資限度額
小規模企業者の方	小規模企業サポート資金	【小規模資金】 府内において原則として同一場所で6ヵ月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者（1ページ参照）の方。	1,250万円(※3)
		【地域支援ネットワーク型】 主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱金融機関本店での利用を希望する方。また、商工会・商工会議所等の支援対象となり、融資後3年間金融機関及び商工会・商工会議所によるフォローアップを受けることに同意する方であって、次のいずれかに該当する小規模企業者（1ページ参照）の方。 ①商工会・商工会議所が6ヵ月以上の経営指導を行い、経営改善が見込まれると判断される先であり、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方。 ②既に商工会・商工会議所の会員となって1年以上経過しており、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方。 ③日本政策金融公庫における小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）を利用中の方で、商工会・商工会議所が十分に業況を把握しており、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方。	
		【市町村連携型】 この制度は、府の小規模資金をベースに各市町村が独自に金利引下げや保証料補助等を行い、当該市町村内に事業所を有する事業者向けに優遇した制度として実施しているものです（平成29年4月現在、24市町で実施）。融資対象者、融資条件、取扱金融機関については、各市町村ごとに異なります。詳細については、実施市町一覧（8ページ）記載の各市町村担当課までお問合せください。	
新たな取組にチャレンジされる方	チャレンジ応援資金	【法認定型】 大阪府担当課等の認定要 府内において事業を営んでいる中小企業者で経営環境変化等に対応するため、下記のいずれかの計画承認を受けた方。 対象：①経営革新計画 ②企業立地計画又は事業高度化計画 ③特定研究開発等計画	2億円（組合：4億円） うち、無担保8,000万円
		【金融機関提案型】 府内において事業を営んでいる中小企業者の方で各取扱金融機関の定める要件に該当する方。	融資メニューごとに異なります。
		【経営力強化資金】 府内において事業を営んでいる中小企業者で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その計画の実施状況を金融機関に対し報告（四半期毎）することが可能な方。	2億円（組合：4億円） うち、無担保8,000万円
		【設備投資応援融資】	一般型 府内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方。
経営力向上型 国の認定要 一般型の条件に加え、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる新事業活動を営む方（医療法人および特定非営利活動法人を除く。）。 ②取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける方。 ③突発的災害（事故等）により影響を受ける特定の地域の特定の業種を営む方。 ④突発的災害（自然災害等）により影響を受ける特定の地域の方。 ⑤【中小企業信用保険法第2条第5項第5号】の認定要件を満たす方。 (イ)国が指定する業種に属する事業を行っており、最近3ヵ月の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少している方。 (ロ)国が指定する業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方。 ⑥金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど資金繰りが悪化している方。	2億円 うち、無担保8,000万円		
経営情勢悪化している方	経営安定サポート資金	【経営安定資金】 市町村認定要 府内において事業を営んでいる中小企業者で、下記のいずれかに該当し、市町村長の認定を受けた方。 ①6ヵ月以上の業歴を有し、国が指定した「再生手続開始申立等事業者」に対し売掛金債権等を有する方。 ②取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける方。 ③突発的災害（事故等）により影響を受ける特定の地域の特定の業種を営む方。 ④突発的災害（自然災害等）により影響を受ける特定の地域の方。 ⑤【中小企業信用保険法第2条第5項第5号】の認定要件を満たす方。 (イ)国が指定する業種に属する事業を行っており、最近3ヵ月の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少している方。 (ロ)国が指定する業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方。 ⑥金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど資金繰りが悪化している方。	2億円 うち、無担保8,000万円

利率	融資期間（据置期間）	担保	信用保証料率	申込窓口	備考
年1.6%	7年以内（6ヵ月以内）	原則不要	年0.5% ~2.2%	原則金融機関 (※4)	(※3) 融資限度額は、保証協会（他の保証協会を含む）の既存保証の残高を含めて1,250万円です。 （例：残高500万円の方の申込みは750万円までとなります。） (※4) 民間金融機関との取引実績がない方等については、府金融課又は大阪信用保証協会での申込みも可能です。 (※5) 小規模企業サポート資金（地域支援ネットワーク型）取扱金融機関に限る。
年1.4%	7年以内（6ヵ月以内）	原則不要		取扱金融機関 (※5)	
小規模企業サポート資金（地域支援ネットワーク型）の申込について 小規模企業サポート資金（地域支援ネットワーク型）の利用については、同資金の取扱地域に限ります。 地域支援ネットワーク型取扱地域及び取扱金融機関については、府金融課又は大阪信用保証協会にお尋ねください。 （開業サポート資金（地域支援ネットワーク型）の取扱地域とは異なりますのでご注意ください。）					
各市町村ごとに異なります。詳細については、実施市町一覧（8ページ）記載の各市町村担当課までお問合せください。					
金融機関所定	20年以内 〔運転資金のみ〕又は〔無担保〕7年以内 （12ヵ月以内）	【有担保の場合】 保証協会の定める不動産または有価証券等	年0.8%	取扱金融機関	左記利用資格対象事業の府担当窓口については、14ページ上段を参照して下さい。 ※医療法人・特定非営利活動法人については、利用できません。 ※融資の種類、条件等は9~13ページの「金融機関提案型融資メニュー一覧」をご確認のうえ、各取扱金融機関にお問合せください。 ※特定非営利活動法人の利用については、金融機関ごとに要件が異なりますので、各取扱金融機関にお問合せください。
融資メニューごとに異なります。		保証付は保証協会所定	保証なしは不要		
金融機関所定	7年以内（12ヵ月以内） 〔運転資金のみ〕5年以内（6ヵ月以内） 〔借換資金を含む場合〕10年以内（12ヵ月以内、運転資金のみは6ヵ月以内）	【有担保の場合】 保証協会の定める不動産または有価証券等	保証協会所定	取扱金融機関	※認定経営革新等支援機関の名称、所在地、電話番号等は中小企業庁及び金融庁のウェブサイトをご参照ください。 ※特定非営利活動法人の申込みが可能です。
年1.2%以下の金融機関所定（固定金利）	10年以内〔無担保〕（12ヵ月以内） 20年以内〔有担保〕（12ヵ月以内）	【有担保の場合】 保証協会の定める不動産または有価証券等	保証協会所定	取扱金融機関	※運転資金は、設備資金に付随するもので、設備資金の1/2以内となります。（申込時に事業計画で資金内容を確認します。） ※特定非営利活動法人の申込みが可能です。ただし、「経営力向上型」については、医療法人・特定非営利活動法人は利用できません。
金融機関所定	7年以内（12ヵ月以内、運転資金のみは6ヵ月以内）	【有担保の場合】 保証協会の定める不動産または有価証券等	年0.9%		
※利用資格①については、次の条件があります。 ・資金用途は運転資金のみ ・融資限度額は、再生手続開始申立等事業者に対して有する債権額の2倍以内 ※利用資格⑤については、うち無担保原則8,000万円となります。 ※特定非営利活動法人の申込みが可能です。					

小規模企業サポート資金（市町村連携型）実施市町一覧（50音順）

平成29年4月現在

市町村名	制度名	限度額	融資利率	融資期間	据置期間	その他支援事業
1 池田市	池田市中小企業融資制度 (大阪府市町村連携型中小企業融資制度)	600万円	年1.1%	5年以内	6ヵ月以内	—
2 和泉市	和泉市中小企業融資制度	500万円	年1.5%	7年以内	5ヵ月以内	利子補給
3 茨木市	茨木市中小企業振興資金融資制度	1,250万円	5年以内:年0.9% 5年超え7年以内:年1.0%	600万円以下:5年以内 600万円超え:7年以内	6ヵ月以内	保証料補助
4 大阪市	大阪市経営支援特別融資	1,250万円	年1.4%	7年以内	6ヵ月以内	—
5 大阪狭山市	大阪狭山市小規模企業融資あっせん制度	400万円	年1.3%	4年以内	6ヵ月以内	利子補給・保証料補助
6 貝塚市	貝塚市小規模企業者資金融資	600万円	年1.1%	7年以内	6ヵ月以内	保証料補助
7 柏原市	柏原市小規模企業事業資金融資 (大阪府市町村連携型融資)	350万円	年1.5%	7年以内	6ヵ月以内	—
8 河内長野市	河内長野市小規模資金融資	500万円	年1.0%	7年以内	6ヵ月以内	保証料補助
9 岸和田市	岸和田市中小企業サポート融資 (大阪府岸和田市連携型)	600万円	年1.2%	4年以内	なし	利子補給・保証料補助
10 熊取町	熊取町中小企業事業資金融資制度	400万円	年1.5%	4年以内	5ヵ月以内	保証料補助
11 堺市	堺市中小企業振興資金融資(無担保)	1,000万円	年1.5%	5年以内	6ヵ月以内	—
12 島本町	島本町中小企業事業資金融資制度	400万円	年1.5%	4年以内	6ヵ月以内	保証料補助
13 吹田市	吹田市小企業者事業資金融資	長期1,000万円 短期200万円	長期:年1.2% 短期:年0.9%	長期:7年以内 短期:1年以内	長期:6ヵ月以内 短期:1ヵ月以内	利子補給・保証料補助
14 摂津市	①摂津市中小企業事業資金融資	1,000万円	5年以内:年0.8% 5年超え:年1.0%	600万円以下:5年以内 600万円超え:7年以内	6ヵ月以内	利子補給・保証料補助
	②摂津市環境改善事業資金融資(設備資金) (※条件有・要相談)	300万円 (上記合算で最大 1,250万円)	5年以内:年0.8% 5年超え:年1.0% (①との合算で600万円 超えの場合のみ)	5年以内(①との合算で 600万円超え:7年以内)		
15 高槻市	高槻市中小企業事業資金融資制度	600万円	年1.2%	4年以内	6ヵ月以内	保証料補助
16 富田林市	富田林市小規模企業融資	600万円	年1.3%	5年以内	6ヵ月以内	利子補給・保証料補助
17 寝屋川市	寝屋川市小規模企業事業資金融資あっせん	500万円	年1.4%	5年以内	6ヵ月以内	保証料補助
18 羽曳野市	羽曳野市小企業事業資金融資	300万円	年1.3%	4年以内	6ヵ月以内 (設備資金のみ)	保証料補助
19 東大阪市	東大阪市小規模企業融資制度	1,250万円	年0.8%	7年以内	6ヵ月以内	—
20 枚方市	枚方市小企業事業資金融資	400万円	年1.6%	4年以内	6ヵ月以内	保証料補助
21 松原市	松原市小規模事業者融資	500万円	年1.4%	5年以内	6ヵ月以内	利子補給・保証料補助
22 箕面市	箕面市中小企業事業資金融資	600万円	年0.8%	4年以内	5ヵ月以内	保証料補助
23 守口市	守口市小企業者事業資金融資	500万円	年1.6%	4年以内	5ヵ月以内	保証料補助
24 八尾市	八尾市小規模企業融資制度	700万円	年1.1%	4年以内	6ヵ月以内	保証料補助

※ 利用資格や支援事業の詳細等、制度の詳細については、各市町担当課(2ページ中段の「市町村中小企業金融担当課」)にお問合せください。
また、上記内容は変更されることがありますので、ご利用時は各市町担当課にお問合せください。

※ 当資金以外でも、利子補給制度等を実施している市町村がありますので、制度融資のご利用時は各市町村担当課にお問合せください。

平成29年度チャレンジ応援資金【金融機関提案型】融資メニュー一覧

金融機関がそれぞれの特徴や得意分野を活かし商品設計したもので、事業計画づくりや融資後のフォローアップといったサポートに努めるなど、頑張る、頑張ろうとする中小企業者を応援する融資メニュー

平成29年4月3日現在

※業態別・50音順

■成長企業支援(頑張る中小企業応援)

金融機関名	資金名	融資対象	融資限度額	融資利率 (金利を軽減)	融資期間
三井住友銀行	SMBC事業継続計画診断付融資(大阪府連携)	これから事業継続計画(BCP)の取組を開始する中小企業者、又は既に事業継続計画(BCP)を取組中で事業継続取組を維持・向上する中小企業者 (注)BCPの診断(有料)を受けて頂く必要があります。	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 3億円 (うち無担保1億円)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)20年以内 〃(無担保)7年以内 [いずれも据置12ヵ月以内] 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保・無担保)7年以内 [いずれも据置なし]
りそな銀行	りそな『エコビジョン・ダイバーシティ・カンパニー』融資制度	発展・成長に向けての事業計画を有するとともに、環境配慮への取組みにも積極的な中小企業者又は障がい者雇用や就労支援の取組みや男女共同参画の推進に積極的な中小企業者(法人に限る)	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付・なし】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保・無担保)7年以内
関西アーバン銀行	大阪府・成長企業支援融資	成長分野において、金融機関とともに将来の事業計画を策定し、その成長が期待される中小企業者 ※「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録企業」「大阪版食の安全安心認証取得者」「おおさかエコテックのロゴマーク取得者」は金融機関所定金利より0.15%優遇	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付・なし】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)20年以内 〃(無担保)7年以内 [いずれも据置12ヵ月以内]
紀陽銀行	頑張る企業応援融資(紀陽スーパーサポート)	金融機関と一緒に将来の事業目標を設定し事業計画を策定する中小企業者 ※①「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録企業」、②「ものづくり優良企業賞受賞企業」又は「大阪製ブランド」認証企業、③「経営革新計画」承認企業で現在計画期間中の企業」については、金融機関所定金利より各0.1%優遇	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保)7年以内 〃(無担保)5年以内 設備(有担保)20年以内 〃(無担保)7年以内
	頑張る企業応援融資(紀陽スペシャルファンド)	年商1億円以上の法人及び個人事業主で、金融機関の継続的なサポート等を受けることができる中小企業者	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 2年超～10年以内 設備(有担保・無担保) 2年超～10年以内
近畿大阪銀行	近畿大阪「成長支援」融資	大阪府で事業を営んでおり、成長に向けた事業計画を有している中小企業者 ※①「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録企業」、②「『大阪ものづくり』優良企業賞受賞企業」、③「『大阪製ブランド』認証企業」に該当する方は、それぞれ金融機関所定金利より0.1%優遇(最大で0.3%優遇)	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)20年以内 〃(無担保)7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)20年以内 設備(有担保・無担保)20年以内 [いずれも据置12ヵ月以内]
南都銀行	がんばる企業応援融資	当行の府内営業エリアに営業基盤を置き、現に事業拡大等を内容とする事業計画を有する中小企業者	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)10年以内 〃(無担保)7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保・無担保)10年以内 [いずれも据置12ヵ月以内]
大阪信用金庫	事業性評価対応融資	経済産業省の企業健康診断ツール「ローカルベンチマーク」で事業性が評価できる中小企業事業者	【信用保証なし】 3億円	金融機関所定金利 (注)ただし、当初融資金額5,000万円以上の設備資金については、融資内容によって実行時に所定の手数料(実行額の0.5%(税別))が別途必要になる場合があります。	【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)10年以内 設備(有担保・無担保)25年以内 [いずれも据置6ヵ月以内]

次ページに続く ⇒

■成長企業支援(頑張る中小企業応援)

金融機関名	資金名	融資対象	融資限度額	融資利率 (金利を軽減)	融資期間
大阪シティ 信用金庫	大阪シティ成長性強化 支援資金	成長分野での技術開発や新事業開始を 目指す中小企業者	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 2億円	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)15年以内 〃(無担保)7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保・無担保)20年以内 [いずれも据置12ヵ月以内]
大阪商工 信用金庫	商工新成長サポ ート ローン	金融機関とともに将来展望のある事業 計画が策定でき、金融機関の継続的な サポート(事業計画に基づき共に解決を 行う)を受けることが出来る中小企業者	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)10年以内 〃(無担保)7年以内 ※土地・建物購入資金は20年以内 (有担保) 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)10年以内 設備(有担保・無担保)20年以内 [いずれも据置12ヵ月以内]
京都信用金庫	成長分野長期経営支援 融資	成長分野において、中期的なビジョンで 経営を行なう中小企業者	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 2億5,000万円	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)10年以内 〃(無担保)7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)20年以内 〃(無担保)10年以内 ※但し、設備は法定耐用年数の範囲 内
京都中央 信用金庫	ちゅうしん大阪いきいき プログラム	成長分野において、事業を営む中小企 業者	【信用保証付】 2億円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 2億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保・無担保)7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保・無担保)20年以内 [いずれも据置なし]
きのくに 信用金庫	きのくにチャレンジ企業 応援融資	成長分野(医療・介護・再生エネルギー に関連する産業等)において事業を営む 中小企業者 金融機関とともに将来の事業計画を策 定し、その成長性や新規性に期待がで きる中小企業者	【信用保証付】 2億円 (うち無担保8,000万円)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保)7年以内 〃(無担保)5年以内 設備(有担保)20年以内 〃(無担保)7年以内 [いずれも据置12ヵ月以内]

■海外展開支援

三菱東京 UFJ銀行	グローバルビジネス展開 支援資金	府内に事業所を有し、現に事業を営んで おり、海外進出中または今後の海外進 出を検討している中小企業者(法人に限 る)	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)10年以内 〃(無担保)7年以内 [いずれも据置12ヵ月以内]
池田泉州銀行	海外展開応援ローン	既に海外に進出している中小企業者 海外進出を検討している中小企業者 海外と取引を行なっている中小企業者	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証付・なし】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)10年以内 〃(無担保)7年以内 [いずれも据置12ヵ月以内]
大阪シティ 信用金庫	大阪シティ 海外展開支援 資金	海外への直接投資、海外企業への生産 委託、海外販路拡大など海外事業展開 を行おうとする中小企業者	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 2億円	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)15年以内 〃(無担保)7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保・無担保)20年以内 [いずれも据置12ヵ月以内]

■販路開拓支援

京都銀行	ビジネスチャンス 拡大融資	新事業展開や事業拡大を目指す中小企 業者	【信用保証付】 2億円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 2億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付・なし】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)10年以内 〃(無担保)7年以内 [いずれも据置6ヵ月以内]
------	------------------	-------------------------	---	----------	--

■開業者支援

金融機関名	資金名	融資対象	融資限度額	融資利率 (金利を軽減)	融資期間
北おおさか 信用金庫	北おおさかスタートローン	これから事業を開始する方、または開業後2年以内の中小企業者	【信用保証なし】 500万円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 5年以内 設備(有担保・無担保) 7年以内 【いずれも据置6ヵ月以内】

■小規模企業者支援

大阪信用金庫	大阪応援融資	商工会議所、大阪経営力アッププロジェクト等で経営相談を行い、アドバイスに沿って真剣に取り組もうとしている中小企業者	【信用保証付・なし】 無担保 3,000万円 有担保 1億円	金融機関所定金利 (注)ただし、当初融資金額5,000万円以上の設備資金については、融資内容によって実行時に所定の手数料(実行額の0.5%(税別))が別途必要になる場合があります。	【信用保証付・なし】 運転(有担保)10年以内 〃(無担保)7年以内 設備(有担保)10年以内 〃(無担保)7年以内 【いずれも据置6ヵ月以内】
北おおさか 信用金庫	地域いきいきローン	営業エリア内の小規模企業者	【信用保証なし】 500万円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 3年以内 設備(有担保・無担保) 5年以内

■ものづくり企業支援

池田泉州銀行	ものづくり応援ローン	製造業を営む中小企業者 ※「元気なモノ作り中小企業300社」選定企業、「大阪ものづくり優良企業賞」受賞企業、「おおさかエコテック」選定企業、「大阪府ものづくりイノベーション支援プロジェクト」認定企業の場合、金融機関所定金利より年0.10%優遇	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証付・なし】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保) 10年以内 〃(無担保) 7年以内 【いずれも据置12ヵ月以内】
近畿大阪銀行	近畿大阪「ものづくり」企業応援融資	製造業を営む中小企業者のうち、技術力を有する事業者 ※①「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録企業」、②「『大阪ものづくり』優良企業賞受賞企業」、③「『大阪製ブランド』認証企業」に該当する方は、それぞれ金融機関所定金利より0.1%優遇(最大で0.3%優遇)	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保) 10年以内 〃(無担保) 7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保・無担保) 10年以内 【いずれも、運転据置なし、設備据置6ヵ月以内】

■地域医療・介護企業支援

大正銀行	地域医療応援融資	適正な事業計画に基づき、開業・設備更新を行なう開業医	【信用保証付】 8,000万円 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保)10年以内 〃(無担保) 7年以内 設備(有担保)10年以内 〃(無担保) 7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保)20年以内 設備(有担保)20年以内 【いずれも据置12ヵ月以内】
大正銀行	高齢者向け事業開業支援資金	大阪府内において、高齢者向け施設を設置・運営する中小企業者	【信用保証なし】 5億5,000万円 (うち無担保5,000万円)	金融機関所定金利	【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保・無担保) 25年以内 【いずれも据置12ヵ月以内】
大阪信用金庫	介護ビジネス応援融資	介護ビジネス事業者を営む中小企業者(許認可取得事業者に限る)	【信用保証付・なし】 無担保 3,000万円 有担保 1億円	金融機関所定金利	【信用保証付・なし】 運転(有担保)10年以内 〃(無担保) 7年以内 設備(有担保)10年以内 〃(無担保) 7年以内 【いずれも据置6ヵ月以内】
大阪商工 信用金庫	商工医療サポートローン	地域医療を担う医療・保険衛生業(健保適用の医薬・歯科医薬・助産所・療術)	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)10年以内 〃(無担保) 7年以内 ※土地・建物購入資金等は 20年以内(有担保) 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 10年以内 設備(有担保・無担保) 20年以内 【いずれも据置12ヵ月以内】

■地域医療・介護企業支援

金融機関名	資金名	融資対象	融資限度額	融資利率 (金利を軽減)	融資期間
大阪商工 信用金庫	商工介護サポート ローン	介護関連事業者・福祉介護関連事業者 (許認可取得事業者に限る)	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)10年以内 〃(無担保)7年以内 ※土地・建物購入資金等は 20年以内(有担保) 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)10年以内 設備(有担保・無担保)20年以内 ※介護施設新築資金は 25年以内(有担保) [いずれも据置12か月以内]
枚方信用金庫	医療ビジネス応援資金 メディカルフレッチェ	営業エリア内にて地域医療を担う中小企 業医療事業者	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)5年以内 設備(有担保)10年以内 〃(無担保)7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)5年以内 設備(有担保)25年以内(※) 〃(無担保)7年以内 ※運用建物の耐用年数以内 [いずれも据置6か月以内]
枚方信用金庫	介護ビジネス応援資金 介護フレッチェ	介護事業を行なう中小医療事業者及び 医療事業者が実質支配する中小介護事 業者(許認可取得事業者に限る)	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 5億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)5年以内 設備(有担保)10年以内 〃(無担保)7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)5年以内 設備(有担保)25年以内(※) 〃(無担保)7年以内 ※運用建物の耐用年数以内 [いずれも据置6か月以内]
のぞみ 信用組合	<のぞみ>の 介護ビジネスローン	介護関連事業を営んでいる、または新た に営もうとする方 (許認可取得事業者に限る)	【信用保証付】 2億円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付・なし】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)20年以内 〃(無担保)7年以内 ※【保証なし】の設備(有担保)は耐用 年数の範囲内 [いずれも据置6か月以内]

■地域活性化支援

大正銀行	地域活性化資金 「まいど！大正です」	大阪府内において事業を営む、業暦が3 年以上の中小企業者で、地域経済の活 性につながる事業計画(販路開拓、新規 出店、新商品・新サービスの提供等)を お持ちの方	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 5億8,000万円 (うち無担保8,000万円)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)20年以内 〃(無担保)7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)25年以内 〃(無担保)5年以内 [いずれも据置12か月以内]
大阪信用金庫	インバウンド事業 応援融資	インバウンドに対応するために事業資金 を必要としている中小企業事業者	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利 (注)ただし、当初融資金 額5,000万円以上の設備 資金については、融資内 容によって実行時に所定 の手数料(実行額の0.5% (税別))が別途必要にな る場合があります。	【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)10年以内 設備(有担保・無担保)25年以内 [いずれも据置6か月以内]
大阪シティ 信用金庫	大阪シティ地方創生・ インバウンド誘致・ 地域活性化資金	地域経済とかかわりのある事業で地域 の活性化を図る中小企業者 (例 地域医療を担う医療事業者、空き店 舗活用・商店街事業者、地方創生やイン バウンド誘致に関連する事業者等) ※インバウンド誘致に関する事業を行う事業 所については金融機関所定金利より0.2%優 遇	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 2億円	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保)15年以内 〃(無担保)7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保・無担保)20年以内 [いずれも据置12か月以内]

■建設・不動産関連企業支援

金融機関名	資金名	融資対象	融資限度額	融資利率 (金利を軽減)	融資期間
関西アーバン銀行	賃貸住宅リフォーム・リノベーション応援融資	既存賃貸住宅の省エネ化、耐震化、バリアフリー化等のリフォーム・リノベーションにより事業拡大を図ろうとする中小企業者(不動産賃貸業) ※「大阪あんしん賃貸支援事業」への登録申請事業者は金融機関所定金利より0.15%優遇	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 設備(有担保) 20年以内 〃(無担保) 7年以内 【いずれも据置6ヵ月以内】
大正銀行	街づくり応援融資	宅建業を営む中小企業者	【信用保証付】 2億8,000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 1億円	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保・無担保) 7年以内 【信用保証なし】 運転・設備(無担保) 3年以内(※) ※ただし、戸建住宅の建築資金(分譲用地購入資金として当行貸出現場に限る)及び分譲用地購入資金については融資期間1年。 【いずれも据置なし】

■設備投資応援

りそな銀行	りそな『設備投資応援』融資制度	大阪府内で事業を営み、設備投資を行う中小企業者	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 設備 20年以内
池田泉州銀行	設備投資応援ローン	設備投資を行う中小企業者 ※「中小企業経営強化税制」等、国が定めた設備投資促進に係る税制優遇の対象となる設備を導入する場合、金融機関所定金利より年0.10%優遇	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 設備 20年以内[据置12ヵ月以内]
関西アーバン銀行	大阪府・成長企業支援融資(設備特化型)	大阪府内において事業を営んでおり、成長分野において、経営基盤の強化に必要な設備を導入しようとする中小企業者	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 設備(有担保) 20年以内 〃(無担保) 7年以内 【いずれも据置12ヵ月以内】
紀陽銀行	紀陽頑張る医療応援融資	開業・設備投資等を行なう医師・歯科医師	【信用保証なし】 2億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 設備 20年以内[据置12ヵ月以内]
近畿大阪銀行	近畿大阪設備投資応援融資	大阪府内で事業を営み、設備投資を行う中小企業者 ※①「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録企業」、②「『大阪ものづくり』優良企業賞受賞企業」、③「『大阪製ブランド』認証企業」に該当する方は、それぞれ金融機関所定金利より0.1%優遇(最大で0.3%優遇)	【信用保証なし】 10億円 (注)金融機関所定の条件を満たす方は、設備投資の支払いに応じ分割して融資を受けることが可能(分割実行型)	金融機関所定金利 (注)ただし、「分割実行型」の場合は、融資枠の総額に対して1.00%(税別)以下の手数料(実行額)が別途必要※上限は適用金利	【信用保証なし】 設備 20年以内[据置12ヵ月以内] ※ただし、「分割実行型」の場合は、全ての融資が実行されてからの期間です(据置期間なし)
大阪信用金庫	設備投資応援融資	設備投資により更なる事業の発展をめざす中小企業者	【信用保証なし】 1億円	金融機関所定金利 (注)ただし、当初融資金額5,000万円以上の設備資金については、融資内容によって実行時に所定の手数料(実行額の0.5%(税別))が別途必要になる場合があります。	【信用保証なし】 設備 15年以内[据置6ヵ月以内]
大阪シティ信用金庫	大阪シティ設備投資応援資金	設備投資により業績向上を図ろうとする中小企業者	【信用保証なし】 2億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 設備 20年以内[据置12ヵ月以内]
大阪商工信用金庫	商工設備サポートローン	設備投資を行なう中小企業者	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 設備 20年以内[据置12ヵ月以内]

※ 上記は、各融資メニューの概要です。詳細は各金融機関にお問い合わせください。

※ 信用保証付き融資の場合は、別途、信用保証協会の定める信用保証料が必要となります。

『設備投資応援融資（チャレンジ応援資金）』経営力向上計画

対象事業	提出書類	左記事業の担当部局
経営力向上計画認定事業者 (中小企業等経営強化法)	主務大臣の計画認定書(写) (経営力向上計画申請書(写)を含む)	国 ※事業分野ごとに所管省庁が異なります。詳しくは、中小企業庁企画課(03-3501-1957)までお問合せください。

『法認定型（チャレンジ応援資金）』平成29年度対象事業等一覧表

類型区分・対象事業[注1]	提出書類[注2]	左記事業の担当部局
経営革新計画承認事業者 (中小企業等経営強化法)[注3]	事業計画書(写)、 知事又は大臣の承認書(写)	経営支援課(06-6210-9494)
企業立地計画又は事業高度化計画承認事業者 (企業立地促進法)[注3]	事業計画書(写)、 知事の承認書(写)	基本計画
		担当
		堺・高石臨海地域 岸和田市地域
特定研究開発等計画認定事業者 (中小ものづくり高度化法)[注3]	事業計画書(写)、 大臣又は経済産業局長の認定書(写)	吹田・茨木・箕面地域
		けいはんな地域広域 (大阪府域)
		立地・成長支援課 (06-6210-9406)
		ライフ サイエンス産業課 (06-6115-8100)
		戦略事業室 事業推進課 (06-6941-9776)
		近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課 ものづくり産業支援室(06-6966-6020)

- [注1] 対象事業を追加・削除することがありますので、府のウェブページで確認もしくは府金融課・制度融資グループにお問合せください。
また、事業そのものに関する問合せは、右欄の担当課・グループ等にお問合せください。
なお、各事業とも29年度以降が対象です。(但し、28年度以前に認定を受け、29年度以降も認定を受けた事業期間が残存するものは利用可能です。)
- [注2] 融資・保証審査にあたり要件等を確認するため、追加で書類の提出を求められることがありますので、あらかじめご了承ください。
- [注3] 資金使途は、原則として認定(承認)・補助金交付決定を受けた事業の遂行に要する運転・設備資金に限ります。

その他の融資制度のご案内

大阪府の施策

■ 小規模企業者等設備貸与制度

ご利用できる方		申込窓口 お問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ○小規模企業者等 <ul style="list-style-type: none"> ・常時雇用する従業員が20人以下(商業・サービス業にあつては5人以下)の事業者(一定の要件を満たせば、50人以下の企業も申込み可能) ○創業者 <ul style="list-style-type: none"> ・事業を営んでいない個人であつて、1か月以内に事業を開始する具体的な計画を有するもの ・事業を営んでいない個人であつて、2か月以内に新たに会社を設立し、かつ当該(新たに設立された)会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの ・新たに事業を開始した個人又は会社であつて、事業を開始した日又は会社設立の日以後5年を経過していないもの。ただし、分社化した会社や個人から法人成りした場合は創業者とはみなしません。 		公益財団法人 大阪産業振興機構 設備支援部 設備支援課 06-6947-4345
融 資 条 件		
限 度 額	利 率 等	償 還 期 間 / リース期間
100万円以上1億円以下(消費税含む)	割 賦	割賦損料：年0.70%～年1.50%
	リ ース	月額リース料：2.937%～0.935%
		3～10年 (設備の法定耐用年数以内)
		3～10年 (設備の法定耐用年数によってリース期間が異なります)

■ ひと・まち・げんき融資(地域貢献活動支援融資)

ご利用できる方		申込窓口 お問い合わせ先
福祉の増進、雇用促進、子育て支援・人づくりの推進、安全・安心、環境保全、人権文化の伸長等の地域貢献活動を行っている事業者(中小企業・社会福祉法人・NPO法人等)		(一財)大阪府地域支援人権金融公社 (ヒューファイナンスおおさか) 06-6581-8624
限 度 額	利 率 等	返 済 期 間
無担保(要保証人)：新 規 300万円まで 実績有600万円まで	無担保 年3.55%以下 (NPO法人等：年3.45%以下)	【運転】 7年以内
有担保：5,000万円まで	有担保 年3.25%以下 (NPO法人等：年2.95%以下)	【設備】 10年以内

※各融資の詳細は、金融課・府民お問合せセンター情報プラザ等に設置の個別案内パンフレット、府のウェブページ等でご確認ください。

堺市の制度融資

堺市の制度融資は、金融機関が市の定める条件で堺市内の中小企業者に対して融資する制度です。原則として公益財団法人堺市産業振興センターまたは大阪信用保証協会の保証をつけて実施しています。

機関名	URL	電話番号	所在地
(公財)堺市産業振興センター金融支援課	http://www.sakai-ipc.jp/	072-255-8484	大阪府堺市北区長曾根町183-5

国の融資

政府系金融機関では中小企業者の事業資金を対象とした各種融資制度があります。詳しくは、下記へおたずねください。

機関名	支店名	電話番号	所在地	
(株)日本政策金融公庫 http://www.jfc.go.jp/ 国民生活事業	大阪支店	06-6315-0301	北区曾根崎2-3-5	
	大阪西支店	06-6538-1401	西区西本町1-13-47	
	大阪南支店	06-6211-7507	中央区西心齋橋2-2-7	
	阿倍野支店	06-6621-1441	阿倍野区松崎町3-15-12	
	玉出支店	06-6659-1261	西成区玉出中2-15-22	
	十三支店	06-6305-1631	淀川区新北野1-2-13	
	東大阪支店	06-6782-1321	東大阪市高井田元町2-9-2	
	堺支店	072-257-3600	堺市北区長曾根町130-23	
	守口支店	06-6993-6121	守口市京阪北本通4-10	
	泉佐野支店	072-462-1355	泉佐野市上町3-1-6	
	吹田支店	06-6319-2061	吹田市朝日町27-14	
	中小企業事業	大阪創業支援センター	06-6315-0306	北区曾根崎2-3-5
		大阪支店	06-6314-7615	北区曾根崎2-3-5
		阿倍野支店	06-6623-2160	阿倍野区松崎町3-15-12
		大阪西支店	06-4390-0366	西区西本町1-13-47
東大阪支店		06-6787-2661	東大阪市高井田元町2-9-2	
農林水産事業	堺支店	072-255-1261	堺市北区長曾根町130-23	
	大阪相談センター	06-6314-7700	北区曾根崎2-3-5	
	大阪支店	06-6131-0750	北区曾根崎2-3-5	
	(株)商工組合中央金庫 http://www.shokochukin.co.jp/	大阪支店	06-6532-0309	西区阿波座1-7-13
	梅田支店	06-6372-6551	北区芝田2-1-18	
	船場支店	06-6261-8431	中央区南船場1-18-17	
	堺支店	072-232-9441	堺市堺区竜神橋町2-1-2	
	東大阪支店	06-6746-1221	東大阪市長田中2-1-32	
	箕面船場支店	072-729-9181	箕面市船場東2-5-55	

大阪信用保証協会の保証制度

大阪信用保証協会では、本冊子でご紹介した大阪府制度融資以外にも、中小企業者の事業資金を対象とした各種保証制度があります。詳しくは、協会ウェブページ等でご確認ください。

ここでは制度の概要のみを記載しています。

また、融資利率は平成29年4月現在のものです、具体的に利用をご検討中の方は、必ず事前に詳しい利用要件などを各融資の案内パンフレット・府のウェブページ等で確認してください。

このパンフレットは、大阪府制度融資の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。

制度融資では、大阪信用保証協会および金融機関の審査を受けていただくことになります。

大阪府の商工労働施策についてお知りになりたい方は…

大阪府商工労働施策ガイド「つなぐ」へアクセスください!



大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 25階

TEL 06-6210-9508

大阪府 制度融資 検索